

独立行政法人医薬品医療機器総合機構健康被害救済部調査第一課
労働者派遣業務にかかる仕様書

1. 調達案件の概要

派遣労働者（技術系） 2名

2. 業務内容・期間

(1) 業務内容

医薬品副作用被害救済制度等の救済給付にかかる次の補助業務

- ① 症例経過概要表の作成（請求書類等から経過、臨床検査値等のシステムへの入力）
- ② 医薬品添付文書の印刷
- ③ その他上記①～②に付随する庶務

※ 受注者は上記①～③を派遣者に対して確実に履行させること。

(2) 期間

令和2年12月1日（火）～令和3年3月31日（水）（79日間）

3. 抵触日

令和3年12月31日

4. 派遣労働者の要件

下記の(1)～(3)いずれかに該当し、かつ(4)に該当する方

- (1) 薬剤師、臨床検査技師、看護師等の医療系資格を有する方
- (2) 医療機関において診療録監査等の実務経験がある方
- (3) 理科系大学（薬学・理学・化学・工学・農学等）学部卒以上の方で市販後調査や治験において調査票、CRF（臨床検査値を含む）入力経験が6月以上ある者（薬事業務、臨床試験業務などの経験を有する方が望ましい。）
- (4) 以下のパソコン操作ができる方
 - ・マイクロソフトエクセルで表計算ができること
 - ・マイクロソフトワードで文書作成ができること

5. 勤務日

派遣労働者の勤務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びその他理事長が指定する日を除いた日とする。

6. 休暇の取得

休暇を取得する場合は、事前に指揮命令権者に報告すること。

7. 就業時間

勤務時間は、9時00分から17時30分とする。

実労働時間は7時間30分とし、休憩時間は12時00分から13時00分とする。

8. 就業時間外労働、休日労働

就業時間外労働、休日労働の規定については、派遣元の規定に準じる。

9. 勤務する事務所の名称、所在地

名 称：独立行政法人医療機器総合機構 健康被害救済部 調査第一課

所在地：東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 7階

10. 派遣先責任者及び指揮命令権者

派遣先責任者：健康被害救済部長 恩田 裕

指揮命令権者：健康被害救済部長 恩田 裕

11. 派遣元責任者

契約企業の責任者（派遣業者契約以降確定）

12. 苦情処理申出先

派遣先：健康被害救済部長 恩田 裕

派遣元：契約企業の責任者（派遣業者契約以降確定）

13. 留意事項

(1) 業務上の性格上、所要の守秘義務が課せられるので、十分留意すること

(2) 誓約書を別途提出し、これを遵守すること

14. 本件に関する照会先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 7階

独立行政法人医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課 近藤、川満

TEL：03-3506-9412

FAX：03-3506-9439

e-mail：kaitou●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策をしているため、●を半角のアットマークに変えてください。